

【諮問第47号】

10川公審第2号
平成10年4月21日

川崎市長 高橋 清 様

川崎市公文書公開審査会
会 長 藤 原 淳一郎

公文書閲覧等請求に対する拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成8年1月10日付け7川土交第115号をもって諮問のありました「首都高速道路の既存のトンネル換気所の粉じん捕集装置の 捕集物の種類 捕集物の粒度 捕集効率等すべての資料閲覧等請求拒否処分の件」について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

本件異議申立てに係る公文書はいずれも存在していないことが認められるので、実施機関である川崎市長（以下「実施機関」という。）がなした拒否処分は妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び審査の経緯

異議申立人は、川崎市情報公開条例（昭和59年川崎市条例第3号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、平成7年10月21日付けをもって「平成7年10月6日、大山ふるさと館において貴職を代表して、高速川崎縦貫道問題住民連絡協議会との話合いの席で広域交通対策室職員が用いた資料

首都高速道路の既存のトンネル換気所の粉じん捕集装置の

捕集物の種類

捕集物の粒度

捕集効率等すべての資料

土木局道路環境対策会議要項

土木局道路環境対策会議が現在までに審議した内容が分る全ての文書」

について閲覧等の請求をしたが、同年11月8日実施機関は、右請求に係る文書のうち、「トンネル換気所の粉じん捕集装置の 捕集物の種類、 捕集物の粒度、 捕集効率等全ての資料」については該当する文書は存在しないとして拒否処分をしたことから、申立人は、同文書について同年12月26日条例第14条1項にもとづきその不存在を争い、公開を求めて異議申立てを行った。（当審査会諮問第47号事件）

実施機関は、平成8年2月9日付けで非公開理由説明書を提出し、それに対し異議申立人は同年3月14日付け意見書を提出した。当審査会は平成9年2月1日に実施機関から事情聴取を行い、また、同年10月4日に異議申立人から口頭意見陳述と関係資料の提出を受けた。

3 当審査会の判断

請求文書に係る事実経過

平成7年10月6日高津区内の「大山街道ふるさと館」において、高速川崎縦貫道問題住民連絡協議会が主催する「第9回高速川崎縦貫道問題住民の集い」が開催され、参加住民約35名のほか、説明のため川崎市土木局広域交通対策室の職員9名が出席した。

当日の質疑の中で、トンネル換気所における防じんフィルターの効果に関する質問があり、その質問について実施機関は、既存の換気所での調査によれば、浮遊粒子状物質が0.5ミクロン程度まで捕集されており、防じん効率は試験粉体で60～70%であるとの説明を行った。

この説明に対して住民側からデータの出典について質問があり、実施機関は首都高速道路の既存トンネルにおける調査データであると回答した。

異議申立人は、実施機関の職員が前項の説明をするにつき、資料として用いた文書が一切存在しないとは到底考えられず、現にその説明の場で説明をしていた職員が隣席の職員に応援を求め、二人で文書を見入っていたのであるから、存在しないという

のは明らかに事実と反する。と主張する。これに対し実施機関は、前記の説明は職員が過去にフィルターの防じん効率について首都高速道路公団に尋ねた際に、同公団より説明を受けていた内容を述べたものであり、このときの照会は電話によるものであって、文書で行われたものではなく、また、照会に対する回答内容を文書に作成していないとし、説明会の席上「二人で見入った文書」については、現場で説明者が記憶に基づき発言したのち、隣席の職員に確認を求めた際その職員が個人的に作成していたメモを見せたものであると主張する。

このメモは、担当者が個人的に有用と考える情報をノートに記録していたものであり、実施機関が管理しているものではなく、条例上の「公文書」にはあたらないものであり、したがって、いずれにしても異議申立てに係る文書は存在しないと主張する。

条例上、公文書とは「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画図面（磁気テープその他これに類するものから出力又は採録されたもの及びマイクロフィルムを含む。）で当該実施機関が管理しているものをいう」（第2条1項）とされている。

当審査会は、実施機関から事情を聴取するとともに実施機関がメモであると主張する問題のノートの提出を受け、現状を検分した。その結果、ノートの体裁や記録内容等からして、職員個人の参考資料と認められ、実施機関が管理するものではなく、「公文書」にはあたらないと認定された。

また、その他に実施機関が異議申立てに係る文書を保有していることをうかがわせるような事情を認めることはできなかった。

したがって、異議申立てに係る文書はすべて存在しないとして、実施機関が閲覧等請求を拒否したことは妥当であると判断せざるを得ない。